

事業協働制 「家庭訪問型子育て支援」

事業を紹介する講演会と 訪問者養成講座の説明会を開催

4/23(火)

区では今年度、区と区民の協働により取り組む「協働事業提案制度」として「家庭訪問型子育て支援事業」を行います。本事業は、子育てが思うようにいかず不安に思っているママや、引越してきたばかりで地域のことや分からない家庭に子育て支援を届けるもので、0～6歳のお子さんがいて訪問を希望される家庭に、週1回2時間ほど(計6回程度)ボランティアが訪問して一緒に過ごし、悩みを伺って子育てを応援します。

この事業を多くの区民の方に



国民健康保険の届出

加入・喪失の手続きは14日以内に

職場の健康保険などに加入していない方は、原則国民健康保険に加入しなければなりません(75歳以上の方や生活保護受給の方は除く)。

次に該当する方は、国民健康保険の加入対象となります。

- 現在無職で、他の健康保険の被扶養者に該当しない方
- 事業所を退職し、現在無職の方(健康保険の任意継続加入者を除く)
- 会社の健康保険に加入していないパートタイマー・アルバイトの方
- 個人経営の事業主とそこにお勤めの方で、他の健康保険に

加入していない方
※社会保険強制適用事業所(株式会社・有限会社・財団法人等)にお勤めの方は、国民健康保険への加入はできません。

また、職場の健康保険などに加入したときは、国民健康保険をやめる届出が必要です。

加入・喪失の届出は、14日以内にお願います。届出が遅れると、期間を遡って保険料を支払っていただく場合があります。いつまでも保険料の請求が続いたりしますので、ご注意ください。

☎(3647)3167
FAX(3647)8443

ムスタートジャパン代表理事・大正大学教授 保 1歳6か月未満児15人(申込順・要予約。無料) 4月20日(土)※定員になりしだい終了

☎(3685)3267
FAX(3685)3267

国民健康保険料を改定

保険料納入通知書は6月中旬に発送

国民健康保険料は、基礎賦課分(医療給付費分)、後期高齢者支援金等分、介護納付金分(40歳～64歳)の合計額です。平成25年度の保険料率等が下表のとおり改定されました。

普通徴収(保険料を納付書または口座振替で納付)の方は、6月～平成26年3月までの10回でお支払いいただきます。

特別徴収(年金からのお支払

い)の方は、平成25年2月に収めた額を4・6・8月に仮徴収額として納めていただき、10・12・2月に年間保険料から仮徴収額を差し引いた残額を納めていただきます。平成24年4月以降に65歳になった方や転入した方等は新たに特別徴収の対象となる方は、平成24年度の介護納付金を除く年間保険料のおおむね6分の1の額を年金から納め

第二期特定健康診査等実施計画(江東区国民健康保険)を策定

国民健康保険では、40歳から74歳の被保険者の方を対象に、平成20年4月から特定健康診査(以下、特定健診)・特定保健指導を実施しています。特定健診は、糖尿病などの生活習慣病予防のため、メタボリックシンドロームに着目した健診です。健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された方には、特定保健指導を行います。保健師や管理栄養士等が食事や運動のアドバイスを行い、生活習慣の改善に取り組みよう支援します。

特定健診等実施計画は、江東区の国民健康保険加入者の特定健診・特定保健指導の目標、実施方法などを定めるものであり5年ごとに見直しを行うこととなつていきます。第一期となる平成20年度から24年度までの5年

「特定健診の受診率および保健指導の実施率」実績および目標値は、左表のとおりです。

年度	実績(%)				目標値(%)			
	20	21	22	23	24	25	26	27
健診受診率	44.0	43.0	39.6	40.2	—	45	48	50
保健指導実施率	11.0	24.8	6.1	23.8	—	30	35	40

1. 江東区の現状
人口約48万人、国民健康保険被保険者は約13万人です。40歳から74歳の医療費の状況は、生活習慣病関連のレセプト(診療報酬明細書)件数が約27%を占めており、東京都全体の平均(約24%)と比較して若干高い状況です。

2. 実施率と目標値
実績および目標値は次のとおりです。目標値は、国の基本指針が示す参酌標準に即して設定しました。

特定健診の受診率と保健指導の実施率

「メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率」

平成23年度は、平成20年度と比べて9・5%減少しました。平成29年度は、平成20年度と比べて25%の減少を目標値としました。

今年度の特定健康診査、特定保健指導の実施の詳細は、後日区報等でお知らせします。

☎(3647)8516

医療保険課医療保健係

ていただきます(仮徴収通知書を事前にお送りします)。

非自発的失業者の方の保険料を届出により軽減

企業の倒産やストライキなど、本人の意思と関係なく失業し、国保に加入している方の保険料の負担軽減を図るため、前年の給与所得を100分の30として保険料を算定する軽減措置を行います。

資格者証の理由コードが「特定受給資格者」11、12、21、22、31、32「特定理由離職者」23、33、34「特定理由退職者」23、33、34で65歳未満の方

年金からの特別徴収の対象者や非自発的失業者の軽減措置などの詳細は、国民健康保険加入

6月は東京都議会議員選挙

6月23日(日)に執行される、東京都議会議員選挙の立候補予定者対象とした説明会を開催します。

4月26日(金)午後1時30分～区役所7階第74会議室

立候補届出に必要な関係書類の配付および届出手続き、選挙運動、選挙公営、収支報告書

☎(3647)9091

の記入方法などについての説明

区選挙区)立候補予定者および関係者(出席者は、会場の都合により立候補予定者1人につき2人以内でお願いします)

☎(3647)9091

立候補予定者説明会を開催

4/26(金)

4/1(月)から放置自転車の撤去手数料が4,000円になりました。自転車を停める際は自転車駐車場をご利用ください。放置自転車に関するお問い合わせは自転車コールセンター☎6659-8699へ。

医療保険課課長事務係